



事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 9 日

各市町村教育委員会教育長 }
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育局市町村支援部小中学校人事課長

**新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる
抗体検査を受ける場合の職務に専念する義務の特例について**

標記の件につきまして、別添令和 2 年 6 月 2 日教県第 190-2 号「新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受ける場合の職務に専念する義務の特例について（通知）」にあるとおり、この度県立学校において、職務に専念する義務の免除の取扱いについて特例が認められましたので参考を送付します。

担 当：人事・学事担当 菅

電 話：048-830-6939

E-mail：a6930-03@pref.saitama.lg.jp



教 県 第 1 9 0 - 2 号
令 和 2 年 6 月 2 日

各市町村教育委員会教育長
各 教 育 事 務 所 長 } 様

埼玉県教育委員会教育長

新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる
抗体検査を受ける場合の職務に専念する義務の特例について（通知）

下記事項について、「職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和27年4月22日人事委員会規則12-2）」第2条第13号の規定に基づき、職務専念義務免除の承認を埼玉県人事委員会に求めたところ、令和2年6月2日付けで承認がありました。ついては、今後、別紙により取り扱うこととしますので、所属職員に周知するとともに、その対象となる場合は十分配慮してください。

記

* 特例事項

日本における新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定するものをいう。）に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受ける場合において、職員が勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

担当：県立学校人事課学事担当 池田
電話：048-830-6735

別 紙

**新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる
抗体検査を受ける場合の職員の職務に専念する義務の免除について**

令和2年6月2日決裁

1 趣 旨

厚生労働省では、東京都・大阪府・宮城県の協力を得て、性別、年齢を母集団分布と等しくなるよう層別化し、無作為抽出により選ばれた一般住民を対象として新型コロナウイルスに関する抗体検査を行う。職員が当該検査に協力することは、新型コロナウイルスの感染拡大状況の把握に寄与する。埼玉県は対象地域とされていないものの、東京都内在住の職員も多数いることから、例外的に職務に専念する義務を免除することによって調査対象となった職員が国の調査に協力できるようにする必要がある。

2 対象となる事由

日本における新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定するものをいう。）に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受ける場合において、職員が勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

3 免除する期間

日本における新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受ける場合、当該検査に要する期間

4 手 続

職員（校長を除く）については、総務事務システムにより校長に申請し、承認を得ること（総務事務システムの「休暇・職免等」の申請画面で「休暇の種類」を「職免」、「休暇の区分」を「その他」とすること。その際、「備考」に抗体検査を受ける旨を入力すること。）。ただし、これにより難しい場合、職務専念義務免除願を校長に提出し、承認を得ること。（校長専決）

また、校長については、教育長宛て職務専念義務免除願を2部提出し、その承認を受けること（県立学校人事課学事担当扱い）。承認を得た後、総務事務システムに入力すること。

5 実施時期

令和2年6月1日